

環境技術実証事業実施要領 改訂のポイント

1. 改定ロゴマークのデザイン及び使用に係る規定

(実施要領第1部第10章、第2部第11章及び別紙2関係)

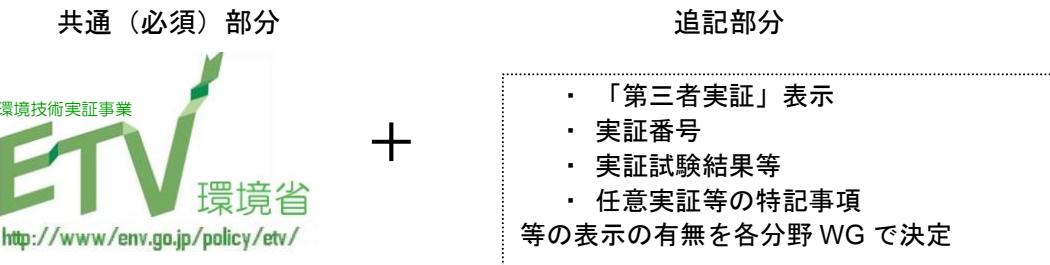
昨年度の環境技術実証事業検討会で提案されたロゴマーク改定に関する基本的な方向性及びデザイン案をベースに検討を行ったもの。

改定を通じ、

- ・ロゴマークを通じて、本事業に関する言葉及びその意味・意義の認知度を高めること。
- ・ユーザーに正確且つ簡潔な情報を与えることで、製品の信頼性を高めること及びロゴマーク自体の信頼性を高めること。
- ・ユーザーに対象製品の性能に対する理解を促すことで、購入時の有効な判断材料となること。

を目的とし、下図の通り共通（必須）部分と追記（各分野ごとで統一）部分と設けることとした。（参考資料1）

また、上記目的のために、ロゴマークの使用が促進されるよう規定を修正する。



2. 既存データを活用した実証試験の一部省略に係る規定

(実施要領第1部第7章及び第2部第8章関係)

手数料体制への移行に伴い、多くの分野で申請数が減少するという問題が顕在化しているが、この要因として、試験費用の高さ、期間の長期化が挙げられているところであり、試験の簡略化が課題となっている。

また、カナダにおいては、定められた要件で申請者自らが得たデータをもって実証する方法が定着しているなど、欧米においては国（の事業）の役割が実証試験そのものから、試験・データの品質管理へと移行しつつある。

このため、本事業においても、分野ごとの特性を踏まえ（分野別WGの検討を踏まえ）、

実際に実証試験を行わずとも活用可能・十分に信頼性のある既存データが存在する場合には、これを活用することも出来ることとした。(参考資料2)

(本規定については、各分野別WG等の議論を踏まえ、適宜見直しを図ることとする)

3. 契約適正の観点からの修正

(実施要領第1部第4章、第2部第3章及び同第5章関係)

現在、本実施要領上、実証機関、実証運営機関については、公益社団（又は財団）法人、特例民法法人、独立行政法人（実証機関のみ）等であることを公募段階での要件とし、これを満たす応募者の中からさらに審査を経て選定している。しかしながら、実証機関、実証運営機関として適切な者の選定に当たっては、より広い対象の中から選定することが望ましいと考えられる。

このため、公募段階での要件を廃止するとともに、審査段階における実証運営機関、実証機関として必要とされる要件を改めて整理した。

4. その他所要の整備